

業務運営規定

手数料に関する事項

求職者の方には手数料は一切生じません。求人者に関しては、下記手数料表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 雇用契約において定められた本 被用者の年収額に対し、 <u>100%</u> に相当する金額(税別) 被用者の年収額とは、雇用契約の締結の際に委託者が受託者に対し書面により「想定年収」として通知する金額のみをいうものとし、雇用契約に基づき又は関連して本被用者に対して支払われるその他の金員(通勤手当、住宅手当、入社準備金等を含むがこれらに限られない。)は含まれないものとする。 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求職者の就職活動を支援するための専門的な相談やアドバイスの提供	成功報酬 職業紹介が成立し、紹介した求職者が就職した後の1年間に支払われた賃金総額の <u>100%</u> 手数料負担者は <u>雇用関係主</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や のための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成立し、紹介した求職者が就職した後の1年間に支払われた賃金総額の <u>100%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人者の採用活動を円滑に進めるための専門的な相談および助言	成功報酬 職業紹介が成立し、紹介した求職者が就職した後の1年間に支払われた賃金総額の <u>100%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

(注)上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

(注)上記手数料は上限であり、別途求人者と申込書、契約書、覚書等で定める手数料が優先されます。